

供 託 金 取 戻 承 認 証 明 書

- 1 取戻しを受ける供託者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地
- 2 取り戻すことができる時期
- 3 取り戻すことができる金額

上記のとおり承認する。

年 月 日

金融庁長官

印

本店又は主たる事務所の所在地

殿

※ 取り戻すことができる時期が到来していないものは、供託規則第25条第1項の添付書類とはならない。

※ 第2面の記載なきものは、供託規則第25条第1項の添付書類とはならない。

